



5 半総第 1 4 9 -1 号

令和 5 年 5 月 1 7 日

関 係 部 課 等 長 殿

半 田 市 指 名 審 査 会 会 長

副市長 山 本 卓 美

指 名 停 止 決 定 通 知 書

このことについて、下記のとおり指名停止することに決定したので通知します。

記

1 指名停止業者

整理番号 3-05955 (株) 丸泰

2 指名停止期間

令和 5 年 5 月 1 8 日から令和 5 年 8 月 1 7 日まで 3 か月間

3 指名停止理由

対象業者が、元請けとして請け負った愛知県内の民間建築工事において、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と、建設業法施行令第 1 条の 2 第 1 項に定める軽微な建設工事の範囲を超える請負金額をもって下請契約を締結した。このことが建設業法第 2 8 条第 1 項第 6 号に該当するとして、令和 5 年 4 月 5 日、中部地方整備局から 1 0 日間の営業停止処分を受けたことによる。

(問い合わせ先 半田市総務部総務課 契約検査担当 電話 0569-21-3111 内線 250)